

令和8年4月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
(うち照明器具1件、リチウム電池内蔵充電器2件、
電気カーペット1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、
扇風機(充電式)1件、バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、上田(俊)、別所、箭竹、上田(謙)

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600006	令和8年2月5日	令和8年4月2日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月13日
A202600007	令和8年3月18日	令和8年4月2日	リチウム電池内蔵充電器	火災	学校で当該製品を机の上に並べていたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600008	令和8年3月20日	令和8年4月2日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202600009	令和8年3月19日	令和8年4月2日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600010	令和7年6月14日	令和8年4月2日	扇風機(充電式)	火災	当該製品をテーブルに置いていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月23日
A202600011	令和8年2月20日	令和8年4月3日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月23日
A202600012	令和7年9月13日	令和8年4月3日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和7年10月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし